

令和3年度 事業計画

《事業方針》

国では「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推奨するため社会福祉法を改正し、3年が経過しました。当会におきましても、さまざまな関係者や組織・団体と協議する「連携・協働の場」として役割・機能をより一層意識し、地域共生社会の実現に向け取り組んでまいります。

令和3年度は、八千代市と一体的に策定を進めてまいりました「地域福祉計画・地域福祉活動計画」がスタートします。また同時に、平成21年度より策定し取り組んでまいりました「経営・改善計画」を継承する形で「発展・強化計画」に取り組みます。この名称に変更した背景といたしましては、全国社会福祉協議会が「市区町村社協経営指針」の中で策定を推奨していること、計画の位置づけが「地域福祉活動計画を下支える計画」であることによります。「地域福祉活動計画」に集約された住民の皆様の貴重なご意見を実現していくため、社会福祉協議会として経営基盤・推進体制の強化を図ってまいります。

以上により、今年度の事業計画は「発展・強化計画」と連動しており、1期を4か年とする「発展・強化計画」を遂行するため、大きな柱として「地域福祉活動の推進」「相談支援・権利擁護」「組織経営」の3つを立て、それぞれの基本方針に沿って令和3年度の取り組みを事業計画に記載いたしました。

「地域福祉活動の推進」「相談支援・権利擁護」につきましては、障害や高齢者という分野にとどまらず、孤独死、孤食、8050問題、環境や災害等、複雑かつ多岐にわたる地域生活課題を包括的に受け止め、きめ細かく対応して行くための相談支援体制の強化に取り組みます。当会事務局の窓口はもちろん、昨年度開設しましたコミュニティスペース「ほっこり」のような住民の身近な場所に誰もが気軽に集まることのできる拠点づくりを推進し、その中から生活課題が重症化する前に住民同士の支え合いの中で発見、解決できる仕組みづくり等、個別支援と同時に地域住民をはじめ様々な団体、機関等で行う地域支援、地域づくりを進めます。そのため、今まで以上に当会役職員または、職員同士も部門間連携をより強固に行えるよう「組織経営」の柱の中で法人運営体制、事務局体制の強化を図ります。

《基本方針と基本目標》

1. 地域福祉活動の推進

- 福祉教育の充実
- 担い手の発掘・育成
- 連携・協働の場の強化・創出

2. 相談支援・権利擁護

- 相談支援の充実

3. 組織経営

- 財政の安定化
- 事業と適切な予算の見直し
- 組織体制及び広報戦略の強化

事業計画

☆発展・強化＝「発展・強化計画」で位置付けられている項目

事業名等	事業内容	発展・強化
1. 地域福祉活動推進事業		
(1) 福祉教育の充実	●実施団体の拡充	☆
	●福祉教育のプログラム化の拡充	☆
(2) ボランティアセンターの機能強化	●コーディネート業務及びマッチング機能の充実強化	
	●新規ボランティア登録者募集の強化	
	●ボランティア講座の開催	☆
	●ボランティア活動の場の拡充	☆
(3) コミュニティ形成事業	●顔の見える関係作りの強化(世代間交流・ふれあいサロン等)	
	●活動拠点の拡充	☆
	●支会組織強化(わがまち元気プロジェクト・地域ケア会議等の実践)	
	●支会長会議の開催及び情報共有	
	●支会福祉委員の発掘及び育成 (福祉委員研修・ボランティア養成講座の開催)	☆
	●地区社協化の検討	☆
	●各種団体(NPO・企業・市民団体・行政・地域包括支援センター等)とのネットワークの拡充及び再構築	☆
	●住民参加型福祉サービス「ゆいのわ八千代」との連携	
	●八千代市民生委員・児童委員協議会連合会との連携	
	●福祉関係者新年交流会の開催	
(4) 災害ボランティアセンターを通じた連携強化	●災害ボランティア・被災者支援センター立ち上げ訓練	
	●災害ボランティア・被災者支援センターの周知	☆
	●パートナーシップ協定の拡充	☆
	●防災寺子屋の実施	
(5) 移送サービス事業	●関係機関との連携強化	☆
	●運転ボランティアの増員及び資質向上	
(6) 学童保育事業	「保護者とともに子どもを育てる」・「働きながら子育てをする保護者を支える」 「働く保護者を持っている子供たちの【毎日の生活の場】」としての学童保育運営	
(7) 生活支援コーディネーター事業	●生活支援体制整備事業協議体への参画及び第1層・第2層生活支援コーディネーター事業の連携強化	
(8) 共同募金配分事業	●一般配分事業の取り組みの精査	
	●歳末たすけあい募金事業の配分等の見直し	
(9) 地域力強化推進事業	●「住民に身近な圏域」の相談窓口、交流の場等拠点の拡大	☆
(10) 子どもに関する支援事業	●子どもたちの居場所づくり・学習支援・食事の提供	
	●交通遺児見舞金、交通遺児勉学奨励金、交通遺児激励金	
	●児童遊具の点検及び撤去	

事業名等	事業内容	発展・強化
2. 相談支援・権利擁護事業		
(1) 相談窓口・支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 心配ごと、法律、貸付、生活困窮者、後見、ボランティア等あらゆる内容、高齢者、障害者、子ども等すべてを対象とした総合相談窓口の機能の充実 ● 専門的な相談に対し、あらゆる機関と連携し、支援を行う仕組みづくり ● 積極的なアウトリーチの実施 	☆ ☆ ☆
(2) 日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活自立支援事業の普及 ● 専門員の機能強化 ● 生活支援員の拡充 	☆ ☆
(3) 資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付の適正な運営 ● 教育支援資金貸付制度等の利用促進の周知 	
(4) 善意銀行事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 行旅者援護金 ● 物品寄付申込の取り扱いについて(受取・払出の仕組みづくり等) 	
(5) 成年後見事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度の普及 ● 市民後見人の養成及び後見支援員のサポート ● 意思決定支援体制の確立 ● 社会資源の開発、及びサービスの創出検討 	☆ ☆ ☆
(6) 生活困窮者自立支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域及び関係機関との連携 ● 総合相談窓口としての対応強化 ● 社会資源の開発及びアウトリーチの強化 	☆
3. 法人運営事業		
(1) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の開催 (2) 理事の任期満了に伴う、新理事の選任 (3) 評議員の任期満了に伴う、新評議員の選任 (4) 第4期「経営改善・強化計画」の評価会議実施 (5) 第1期「発展・強化計画」の遂行 (6) 規程の整備 (7) 事務局体制の充実及び強化に向けた研究 (8) 各事業の精査	<ul style="list-style-type: none"> ● 意見交換会等の開催および各種委員会設置の検討 ● 理事へ計画の進捗状況を報告し、評価及び改善指導 ● 緊急時や災害時におけるBCPの策定 ● 事業の見直し等を検討 	☆ ☆ ☆
4. 自主財源の確保事業		
(1) 会員加入及び会費の拡大 (2) 寄付金の研究及び充実 (3) 福祉振興基金 (4) 赤い羽根共同募金運動の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌及びホームページ・会員加入のチラシ等を活用し自治会・各種団体への呼びかけの強化 ● 会費制度の目的や会費について明確となる広報活動の実施 ● 目的別寄付金の検討 ● 基金の有効活用について委員会などを設置し、検討 ● 第40回福祉振興基金チャリティーゴルフ大会の実施 ● 自治会未加入地区への依頼及び法人募金等の強化 	☆ ☆ ☆
5. 啓発宣伝事業		
(1) ふくし八千代の発行 (2) ホームページやSNS等活用した情報発信 (3) 新たな情報発信ツールの検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 発行回数 (5月・10月)の年2回 	☆
6. 収益を目的とする事業		
(1) 福祉センター管理運営事業(指定管理者) (2) 売店運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕様書・協定書を遵守した指定管理者制度の遂行 ● 次期、指定管理者の獲得に向けた立案 ● 自動販売機の入れ替えについて検討 	